

北海道ソフトボール協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は北海道ソフトボール協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1
北海道立総合体育センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は北海道におけるソフトボール団体の統一的中枢機関となり公益財団法人
(以下(公財)とする)日本ソフトボール協会と連携を保ち、ソフトボールの
普及振興を図り、健康を増進し、スポーツの実践と興味を涵養することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行なう。

1. 各種ソフトボール大会の主催・主管及び後援
2. ソフトボールの普及振興並びに技術向上に関する研究指導
3. 指導者講習会の開催並びに指導員の派遣
4. 公認審判員・公式記録員の養成と認定及び派遣
5. その他本会に於いて必要と認めた事項

第3章 組織及び加盟

(組 織)

第5条 本会に各地区ソフトボール協会を以って組織する。

1. 各地区とは、原則として支庁単位とする。
2. 北海道を4ブロックに分ける。(別表および規約内規による)

(加 盟)

第6条 本会に加盟するときは次の事項を記し、所定の会費を添え申し込むものとする。

1. 地区名
2. 事務局所在地
3. 事務連絡責任者
4. 役員名簿(氏名、職業、住所、電話)
5. 地区加盟団体名簿(チーム一覧)

第7条 本会に新規加盟の場合は理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

第4章 役 員

(役 員)

第8条 本会には次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 30名以内
4. 評議員 23名(詳細は別表による)
5. 監査 2名
6. 名誉会長、顧問、参与を置くことができる

(役員の選任)

第9条 理事の選出

- 1 各ブロック計11名の選出は、別表による。
- 2 会長1、副会長3、理事長1、副理事長若干名、事務局長1、専門委員会委員長5
高体連1、中体連1、小学生団体1の候補は、評議員会に設置された役員選考
委員会で選出する。

第10条 ブロック分け、各関係機関の評議員・理事数(別表の通り)

- 1 各ブロックの主管協会は互選とする。
- 2 理事に大学連盟、小学生団体を各1名加える。両者とも将来の組織化を前提とする

別表

ブロック名	地区協会名	評議員数	理事数	主管ブロック協会	
中ブロック	札幌	石狩管内	各1名 ただし、札幌・石狩 は各2名 計6名	3名	1名
	南空知	北空知			
南ブロック	道南	後志	各1名 計4名	3名	1名
	胆振	日高管内			
北ブロック	旭川	留萌管内	各1名 計3名	2名	1名
	名寄				
東ブロック	十勝	釧路	各1名 ただし、十勝は2名 計6名	3名	1名
	根室	遠紋			
	北見				
	大学連盟	1名	1名		
	高体連	1名	1名		
	中体連	1名	1名		
	小学生団体	1名	1名		
		23名	15名	4名	

第11条 各役員を選出

- 1 理事会において会長1、副会長3、理事長1、副理事長若干名、事務局長1、専門委員会委員長5、高体連専門部1、中体連専門部1、小学生団体1監査2名を選出する。
- 2 (公財)日本ソフトボール協会の役員としての評議員、総務委員長は、常任理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問、参与は、役員選考委員会の選考に基づき、評議員会で選出する。

第12条 各役員の定年

- 1 (公財)日本ソフトボール協会役員として選出される役員は、(公財)日本ソフトボール協会の定年制に準じる。(就任時、70歳未満とする。)
- 2 会長、副会長は就任時75歳未満を原則とする。ただし、組織強化・人材育成の過渡期等を考慮して再任を妨げない。
3号の副会長はこの限りではない。
- 3 理事長、副理事長、事務局長、監査の定年は、70歳を原則とする。

(役員職務)

- 第13条 会長は、本会を代表して、会務を統轄する。
- 第14条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
- 第15条 理事長は、会務を処理執行し、常任理事会を招集して、その議長となる。
- 第16条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は代行する。
- 第17条 常任理事会は、理事長を補佐し、常任理事会において会務を処理執行する。
- 第18条 理事は、評議員会の決定するところに基づき本会の運営に当たり会務を処理執行する。
- 第19条 評議員会は、本会の運営事項を審議・決定する。
- 第20条 監査は、本会の会計を監査し、報告する。
- 第21条 名誉会長、顧問は会長の諮問に対し意見を述べることができる。
- 第22条 参与は、理事の諮問に対し意見を述べることができる。

(役員任期)

- 第23条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
- 第24条 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充し、その場合後任者の任期は残任期間とする。

(役員解任)

- 第25条 次の各号の一つに該当するときは、理事会および評議員会の議決により役員を解任することができる。
1. 心身の事故のため、職務の執行にたえられないと認められるとき。
 2. 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

第5章 会 議

(会 議)

第26条 評議員会は、本会の決議機関とし、毎年1月に会長がこれを招集する。但し、会長が認めるとき又は評議員の3分の1以上の要求があったときは、臨時評議員会を開催することができる。

第27条 評議員会は、次の事項を議決する。

1. 事業報告及び収支決算
2. 事業計画及び収支予算
3. 役員の選出
4. 規約の改廃
5. その他、本会に関する重要事項の議決

第28条 理事会は、理事をもって組織し、必要に応じ会長がこれを招集する。なお、緊急事項は理事会の議を経て処理することができる。

第29条 常任理事会は、必要に応じ理事長がこれを招集する。

1. 理事会への提案事項の確認(理事会提案事項はすべて常任理事会を経ること。)
2. 臨時の理事会が開催されない場合は、常任理事会の決定をもって議決とし、直近する理事会で事後承認を受けること。

3. 常任理事会の構成

会長・副会長理事(1名)・理事長・副理事長・事務局長とし、必要に応じて、関係理事を加えることができる。

(会議の成立)

第30条 総ての会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

1. 評議員会に出席できない評議員は他の者に委任することができる。
2. 理事会に出席できない理事は委任状をもって出席にかえることができる。
3. 常任理事会に出席できない常任理事は委任状をもって出席にかえることができる。

第31条 総ての会議の決定は、その出席役員の過半数で決し、賛否同数の場合は議長がこれを決めることができる。但し、規約の改廃は、評議員会で出席の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第6章 登 録

(登 録)

第32条 チームの登録は、(公財)日本ソフトボール協会の年度チーム登録規定に従い、所定の登録票により地区協会を経由の上、本会に登録しなければならない。

第33条 公認審判員・公式記録員・公認指導者は、(公財)日本ソフトボール協会の登録規定に従い、地区協会を経由の上、本会に登録しなければならない。

(登録の期日及び変更)

第34条 登録は、毎年5月31日までに登録・更新するものとする。登録事項に異動を生じたとき地区協会は本会にその旨届出なければならない。

第7章 会 計

(経 費)

第35条 本会の経費は、地区協会負担金及びチーム・審判員・記録員・指導者等の登録料、各種の協力金、寄付金、補助金と事業収入をもって充当する。

第36条 地区協会負担金の額は、毎年評議員会において定める。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月末日に終わる。

第8章 事 務 局

(事務局)

第38条 本会の事務を処理する為に事務局を設置する。

第39条 事務局に関する規程は別に定める。

第9章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第40条 本会の事業遂行の為、理事会の議決に基づき、次の専門委員会を置く。

1. 審判委員会
2. 記録委員会
3. 技術・強化委員会
4. 広報・普及委員会
5. 指導者委員会

第41条 各専門委員長は、評議員会の役員選考委員会で選出され、理事会で任務分担する。また、各委員長は、理事および常任理事となる。

第42条 各種専門委員会の運営に関する細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 付 則

第43条 本会の運営に必要なその他の細目は理事会の議決により別に定める。

第44条 この規約の発効は、昭和40年2月28日とする。

第45条 この規約は、昭和61年3月1日から一部改正する。

この規約は、平成4年3月1日から改正する。

この規約は、平成6年3月6日から一部改正する。

この規約は、平成9年3月9日から一部(第12条)改正する。

この規約は、平成10年3月8日から一部(第8条)改正する。

この規約は、平成12年3月5日から一部(第2条・第8条・第12条・第14条・第23条・第40条・第43条)改正する。

この規約は、平成14年2月1日から一部(第10条)改正する。

この規約は、平成18年1月29日から一部(第8条副理事長3名に)改正する。

この規約は、平成24年1月21日から一部改正する。

この規約は、平成28年1月23日から一部改正する。

北海道ソフトボール協会規約内規

1. 役員選考委員会

- ① 評議員会で委員を選考する。
- ② 委員は、各ブロックから1名、副会長から1名、計5名とする。
- ③ 委員長は、5名の委員の互選による。
- ④ 委員会は、役員選考準備委員会の検討結果の答申を受け、審議し、評議員会に報告、承認を受ける。

2. 役員選考準備委員会

- ① 12月の理事会で設置を確認する。
- ② 構成メンバーは、次のとおりとする。
副会長代表者(1名)、理事長、副理事長、事務局長

③ 選考内容

- a 会長1、副会長3、理事長1、副理事長若干名、事務局} 計6～9名
- b 専門委員会委員長5、大学連盟1、高体連1、中体連1、小学生団体計9名
- c 監査2
- d 中ブロック3、南ブロック3、北ブロック2、東ブロック3 計11名

各ブロックの報告による。

3. ブロック

- ① 中ブロック……札幌、石狩管内、南空知、北空知協会
- ② 南ブロック……道南、後志、胆振、日高管内協会
- ③ 北ブロック……旭川管内、留萌、名寄協会
- ④ 東ブロック……十勝、釧路管内、根室管内、遠紋、北見協会

4. ブロック協議会

① ブロック協議会の設置

- ・各ブロックで協議会を設置すること。
- ・主管ブロック協会長を会長とすることが望ましい。
- ・副会長は主管ブロック協会長を除く所属の地区協会長が当たる。
- ・理事長・事務局長は、主管ブロックの理事長・事務局長が当たるのが望ましい。
- ・事務局次長は主管ブロックの理事長・事務局長を除く所属の地区協会理事長が当たる。

② 任務

- a 割当てられた道大会の開催地の調整、運営面での協力・支援体制の確立。
- b ブロック内の地区協会相互の親睦と連携の強化を図る。
- c 審判員・記録員の技術向上・増加を務めるべく、講習会等を積極的に行う。
- d ブロック内での審判員・記録員の交流、派遣を積極的に推進する。

5. 副会長の選出基準

① 第1号副会長

ブロック別に各2名とし、当該地区協会長が当たる。4ブロック 計8名

② 第2号副会長

当協会の役員として長年貢献し、引き続き現役として会長を補佐できる人。
就任時75歳未満を原則とする。

③ 第3号副会長

ソフトボールに通じ、当協会の運営にご理解、ご協力、ご支援をいただける
企業・団体の代表者及び有識者。

この内規は、平成24年1月21日に定める。

この内規は、平成28年1月23日から一部改正する。